

アリストテレス倫理学における行為と教育

—『ニコマコス倫理学』 Γ_1 ; 1110b18-1111a2—

立花 幸司

第一節：本稿の背景と構成

アリストテレス（以下、Ar.）の『ニコマコス倫理学』（以下、*EN*）の中でも、 Γ 巻と H 巻はとりわけ行為者の欲求の観点から行為の自発性に言及され、また論じられている巻である⁽¹⁾。しかし、両巻の間には、行為の自発性の規定について或る不整合が生じている可能性が従来より指摘されてきた⁽²⁾。それを再構成すれば以下ようになる⁽³⁾。

P1：抑制のない人の行為は自発的である (H_{10} ; 52a15)

P2：抑制のない人の行為は小前提の無知にかかわる (H_3 ; 解釈⁽⁴⁾)

P3：小前提の無知にかかわる行為は反自発的である (Γ_1 ; 解釈)

\therefore ：抑制のない人の行為は自発的でありかつ反自発的である

P4：或る行為が自発的であり、かつ同時に反自発的であることはない

(Γ_1 ; 解釈⁽⁵⁾)

\therefore ：矛盾

もし前提 P1~P4 が妥当ならば、*EN* における行為に纏わる諸概念には不整合が生じていることとなる。したがって、Ar. が統一的思考の下に Γ 巻と H 巻で行為の自発性論を展開しているのだとするならば、P1~P4 のうちの少なくとも一つの理解を訂正しなければならない⁽⁶⁾。

本稿は、P2 と P3 によって示される、無知にかかわる行為の自発性について

の理解の妥当性を検討することでこの課題に答えるものである。その方法として、無知に纏わる Ar. の二つの用語である「無知である」と「無知ゆえに」を用いた、行為の反自発性を巡る彼の議論 (Γ_1 ; 10b18-11a2) に焦点を当てる。そして、当該のテキストを T1 (10b18-24), T2 (10b24-7), T3 (10b28-11a2) の三部に分け⁽⁷⁾、それぞれの分析と相互の関係を精査する。また、本稿はその結論として、Ar. の徳育に対する視座を共有することで彼の行為の自発性論が統一的・整合的に展開されており不整合はないこと、そして、H 巻において主題的に論じられる「抑制のなさ (*ἀκρασία*)」という在り方が行為の自発性論を展開している Γ 巻の内に既にその位置を占めていること、を示す⁽⁸⁾。

本節の最後に、本稿の構成を述べておく。まず、Ar. の行為の自発性論の背景となっており本稿の〈導きの糸〉でもある徳育的視点を確認する (第二節)。ついで、強制的行為からその反自発的行為が析出される仕方を見ることで、Ar. の徳育的視点の用い方を確認する (第三節)。そして、T1, T2, T3 の論述を確認し (第四節)、T2 と T3 の関係について本稿の解釈を述べ、反自発性の規定 ζ^* を与える (第五節)。この規定 ζ^* が含意する〈小前提に無知である (自発的な) 行為〉というクラスが Γ_1 に見いだせることを示すことで、 ζ^* が解釈として妥当であることを示し、P2 と P3 の理解を修正することで不整合を解消し、本稿の課題に答え、 Γ 巻と H 巻の繋がりを述べる (第六節)。最後に、本稿を纏め今後の展望に触れる (第七節)。

第二節：背景としての徳育的視点

Ar. は Γ 巻を以下の一節で始める。

徳は感情と行為に関わり、一方で自発的なものどもに対しては賞賛と非難が生じ、他方で反自発的なものどもに対しては赦しが、そして時には憐れみまでもが生じるので、自発的なものと反自発的なものを規定しておくこ

とは徳について考察する人たちにとっておそらく必要なことであり、立法者たちにとっても名誉と懲戒 [τὰς τιμὰς καὶ τὰς κολάσεις] のために有益なことである。(09b30-5)

ここでの徳が人柄としての性格の徳であることから窺えるように⁽⁹⁾、Ar. が行為を分析する背景には、その自発性・反自発性が行為者の性格の判定と密接に関わっているという洞察がある⁽¹⁰⁾。そしてこの一節で注目すべきは、自発性の有無と賞賛非難の有無の間の相関関係が理由となって（ギリシア語原文は gen.absol.）、徳の考察が自発性の考察を要請している、という点である。

自発性と賞賛非難が結びつくことがなぜ徳の考察のために自発性を考察することを要請するのであろうか。これは、徳が〈賞賛に値する性格〉であることを考えることで理解できる⁽¹¹⁾。或る自発的な行為が賞賛に値するとはその自発性がある徳に繋がるものであることを示し、逆に、或る自発的な行為が非難に値するとはその自発性が悪徳に繋がるものであることを示している。これは裏を返せば、徳とは、自発的にかつ賞賛に値する行為によって獲得されるものであるということである。それゆえ、徳の考察においては、行為が自発的であるための条件とは何であるかを考察することが要請されるのである。

徳の考察が自発性の考察を要請するというこの観点と連動して、Ar. の倫理学を貫く考えとして、徳の考察は単に「研究のためではなく…善き人になるためである (οὐ θεωρίας ἔνεκά ἐστιν...ἀλλ' ἐν ἀγαθοῖ γενόμεθα)」(03b26-8) という「徳育・教育 (παιδεία)」の観点がある。Ar. はこうした徳育の観点の下で行為の自発性の分析に着手するのである。こうして、〈行為・徳育・徳〉は、Ar. においては相互に密接に関係しながら考察されるのである。

本稿では、この三項関係を重視した立場から Ar. の行為の自発性論を考察する。具体的には、Γ 巻での行為の自発性論を、法的責任論の相の下でもなく、(単なる) 道徳的責任論の相の下でもなく、徳の修得のための徳育論 (教育論) の相の下に見る⁽¹²⁾。すなわち、行為の自発性・反自発性を、第一義的には、

行為者がどのような性格になりうるのかを察知し、有徳な人とするために、行為者の行為を抑え矯正する必要があるのか否かを判断するための、いわば三人称的視点からの道具立てと採る⁽¹³⁾。まさしく、「立法者たちが劣悪なことを為す人々を懲戒し、他方、美しいことを為す人々に名誉を与えるのは…美しいことを為す人々を奨励し劣悪なことを為す人々を抑えるため (*...ὡς τοὺς μὲν προτρέμοντας τοὺς δὲ καλύσοντες*)」(13b23-6)であり、この意味に於いて「[懲戒とは] 或る種の治療なのである (*[αἱ κολάσεις...] ἰατρεῖαι γὰρ τινές εἰσιν*)」(04b16-7)。そして、こうした「治療」によって「喜ぶべき事柄を喜び、苦しむべき事柄を苦しむように、若い頃からすぐに或る一定の仕方では訓育されねばならないのである。それこそが正しい徳育なのである (*δεῖ ἡχθαί πως εὐθὺς ἐκ νέων, ...ὥστε χαίρειν τε καὶ λυπεῖσθαι οἷς δεῖ· ἡ γὰρ ὀρθὴ παιδεία αὕτη ἐστίν*)」(04b11-3)⁽¹⁴⁾。以下、本稿ではこうした視点を〈徳育的視点〉と呼ぶ。

とはいえ、行為者の性格（の徳）を直接把握するすべはない。だからこそ、Ar. はこの冒頭の一文において、行為者の行為と感情に焦点を当てて行為の自発性・反自発性を考察することで行為者の性格（の徳）を考察することを戦略として採ると宣言しているのである⁽¹⁵⁾。そして Ar. は、反自発性・非自発性を規定することで自発性を消極的に規定している。こうした Ar. の議論構造をふまえ、本稿では〈徳育的視点に基づいた反自発性の規定の析出を通じて、Ar. の行為の自発性論を解釈する〉という論述の方針を立てる。

次節以降、この方針に沿って当該のテキストを解釈することとするが、Ar. は先に引用した Γ_1 冒頭の一節の直後で、「反自発的であるのは強制によってあるいは無知ゆえに生じたものどもであると思われている (*δοκεῖ*)」と語っている (09b35-10a1)。本題である無知にかかわる反自発的行為の分析の前に、次節では、強制にかかわる行為から反自発的行為を Ar. が徳育的視点によって如何にして析出しているのかを必要な範囲で確認しておく。

第三節：強制にかかわる反自発的行為の分析における徳育的視点

Ar. は、強制にかんして反自発的とは認められない行為、すなわち賞賛非難・奨励矯正の対象となる行為を「混合的行為 (μικται)」として規定する。その例として Ar. は、嵐に見舞われて船員を救うために積み荷を投げ捨てる例を挙げている (10a8-9)。こうした、いわば心理的強制による行為は、行為の始まりが行為者の内にあるがゆえに行為者次第の行為であり (10a17-8)、それゆえ自発的行為の一種とされる (10a11-2)。

そして Ar. は、強制的行為から心理的強制としての混合的行為を取り除いた残りのものを反自発的行為として規定する。たとえば、嵐で船が漂流したり支配者に拉致されたりすることで別の土地に移動させられるようなケースである (10a3-4)。これらは、いわば物理的強制によるものであり、その行為の原因に行為者が関わっていない行為である (10a1-3, b15-7)。

では、なぜ強制的行為のうち、心理的強制を反自発的行為として認めないのであろうか。これは、Ar. が徳育的視点で行為の自発性論を展開していることを念頭に置くことで理解することができる。すなわち、心理的強制による行為は、たとえそれがどんなに厳しいものであろうと、まさに心理的な強制であるがゆえに、徳育(ないし訓練)によって、他様に振る舞うことができるようになる、と Ar. は考えているのである。それだからこそ Ar. は、母親を殺さざるを得ないくらいなら自分が死ぬべきである、とまで語り、そうした心理的強制には死をもってしても打ち勝つべきであると喝破するのである (10a23-9, Γ₇₋₈)⁽¹⁶⁾。Ar. のこうした過激な発言は、単なる道徳的責任論をもってしても不十分である。ましてや法的責任論の枠組みでは説明がつかない。むしろこれは、善く生きるためには如何に振る舞えるようになるべきなのか、という徳育的視点を採ることによって最も説明がつくのである。

こうして、徳育的視点に基づいて「強制」の意味から心理的強制による行為を反自発的行為から放逐することで、物理的強制による行為を反自発的行為の

一種として析出するのである。この点を〈 α ：強制にかかわる或る行為が反自発的であるとき、その行為は、物理的強制によって生じたものである〉として纏めておく。

このように、Ar. は、まず強制にかかわる反自発的行為を徳育的視点に基づいて規定 α として析出したうえで、反自発的行為のもう一つの形態である無知にかかわる反自発的行為に焦点を移す。これがT1~T3の箇所である。これらテキストはその曖昧性が多くの研究者によって指摘されているが⁽¹⁷⁾、本節で確認した強制的反自発的行為の析出と同じ手法で、すなわち徳育的視点に基づいて「無知ゆえの」の意味を制約することで、反自発的行為としての無知ゆえの行為を析出していると本稿は考える。次節ではテキストに即してこの点を確認することとする。

第四節：無知にかかわる反自発的行為（T1, T2, T3）

T1：一方で、無知ゆえの行為はすべて自発的ではないが、他方で、反自発的であるのは苦しく後悔の状態にあるものである。というのも、無知ゆえに行為した人は誰であれ、その行為に対して何も気に病むことがないならば、少なくともそれを知らなかったという点では、自発的に為したのではないが、さらに、少なくとも苦しいものではないという点では、反自発的に為したのでもないからである。したがって、無知ゆえのものについて、後悔の状態にある人は反自発的な人であると思われるが、他方、後悔していない人は、別であるので、非自発的としよう。というのも、この人は異なっているので、固有の名前を持つことがよりふさわしいからである。(10b18-24)

無知ゆえの行為は、まずすべて「自発的ではない」（非自発的）とされた上で、後悔を伴う場合に限定して反自発的と呼び変えられている。後悔を伴わな

い無知ゆえの行為は、結果的には行為者がその行為を自らのものとして引き受けているので、まさしく「苦しむべき事柄を苦しむように」するという徳育的視点から非難・矯正の対象とされ、それゆえ反自発的ではなく非自発的とされるのである⁽¹⁸⁾。このように、T1で開始されT3でもって完結する反自発的行為としての無知ゆえの行為は、後悔という感情をメルクマールとしてその反自発性が確保されるのである。T1のこの論点を〈 β ：無知にかかわる或る行為が反自発的であるとき、その行為は、無知ゆえの行為であり、かつ行為者が後悔しているものである〉として纏めておく⁽¹⁹⁾。

しかし、そもそも「無知ゆえの行為」とは何であるのか。つづくT2ではその点が論じられているので、それを確認することとする。

T2：ただし、無知ゆえに為すことは、無知であって為すこととも異なっているとされる。というのも、酔っぱらいや怒りに駆られた人は無知ゆえにではなく、語られた事柄のうちの或るもの [i.e. 酒や怒り] のゆえに、知りながらではなく無知であって為している、と思われるからである。(10b24-7)

「ゆえに ($\delta\iota\acute{\alpha}$)」という言葉が示しているように、T2では無知にかかわる行為の区分が行為の原因性から論じられている。「無知ゆえの行為 ($\tau\acute{o}\ \delta\iota'\ \acute{\alpha}\gamma\nu\omicron\iota\alpha\nu\ \pi\rho\acute{\alpha}\tau\tau\epsilon\iota\nu$)」と「無知である行為 ($\tau\omicron\upsilon\ \acute{\alpha}\gamma\nu\omicron\upsilon\delta\upsilon\nu\tau\alpha$)」の違いは、件の行為における無知が行為者自身を原因としているか否かという点にある。行為者自身にその無知の原因があるものは、矯正可能な行為であるがゆえに反自発的行為ではなく、「無知である行為」と呼ばれる。そして、反対に行為者自身にその無知の原因がないものを「無知ゆえの行為」と呼ぶことで、行為の反自発性をより精確に描写しているのである⁽²⁰⁾。行為の原因の矯正可能性という側面からの徳育的視点に基づくこの区分は、第三節での強制的反自発的行為の析出においても使用されていたものである。T2のこの論点を〈 γ ：無知にか

かわる或る行為が無知ゆえの行為であるとき、その行為は、行為者自身がその行為における無知の原因ではないものである〉として纏めておく。

以上、これまでの β と γ から、無知にかかわる反自発的行為について〈 δ ：無知にかかわる或る行為が反自発的であるとき、その行為は、(γ) 行為者自身がその行為における無知の原因ではなく、かつ (β) 行為者が後悔しているものである〉という規定を得ることができる⁽²¹⁾。

規定 δ をもってして反自発性の規定としても十分であるように思われるが、Ar. は反自発性についてさらに続けて以下の T3 を語る（そしてこれが研究者たちをさらに混乱させる原因となる）。

T3：さてそこで、一方で、劣悪な人は誰であれ、為すべき事柄や避けるべき事柄に無知であり、そしてそうした間違いゆえに不正な人や一般に悪い人が生じるのである。反自発的なものが真に意味しているのは、人が有益である事柄に対して無知である場合ではない。というのも、選択における無知は反自発的なものの原因ではなく、劣悪さの原因だからであり、一般的なものの無知もまたそうではなく（というのも、少なくともそういうことのゆえに非難されるのであるから）、〈行為がそこにおいてあり、行為がそれについてのものであるところの個別的な事柄についての無知〉が反自発的なものの原因だからである。実際、こうしたもののうちに憐れみと赦しはある。というのも、このような個別的な事柄のうちの或るものに無知な人が反自発的に行為するからである。（10b28-11a2）

T3 では、行為の反自発性が前提の種類の観点から論じられている。反自発性の条件として、個別的な事柄（小前提）についての無知を析出し、それを大前提の無知と対比しているのである⁽²²⁾。T3 の少し後で、Ar. はそうした個別的な事柄に無知な反自発的な行為の例として、薬と思って毒を飲ませてしまう

人などを挙げているが (11a8-15), T3 のこの論点を 〈 ε : 無知にかかわる或る行為が反自発的であるとき, その行為は, 小前提の無知にかかわっているものである〉として纏めておく⁽²³⁾.

T3 と T1・T2 の関係, すなわち ε と δ の関係については, とりわけその曖昧さが指摘されつつも, 次のような解釈が提示されている⁽²⁴⁾.

無知であって行為することと無知ゆえに行為することの区別は, 普遍的な前提における無知で行為することと個別的な前提における無知で行為することの区別に対応していると解釈することは自然である. この解釈の場合, 怒った人と酔っぱらいは何を為すべきかに関して無知であることになる.
(Meyer[1]177)

こうした立場を採る研究者たちは, T3 における前提の種類による反自発性の説明を, T2 における「無知ゆえに」と「無知である」の区別による反自発性の説明に重ね合わせ, それを言い換えたものと見なすのである⁽²⁵⁾. この〈重ね合わせ解釈〉に基づけば, 無知にかかわる反自発的行為の規定は〈 ζ : 無知にかかわる或る行為が反自発的であるとき, その行為は, (ε) 小前提の無知にかかわっており, すなわち (γ) 行為者自身が無知の原因ではなく, かつ (β) その行為を後悔しているものである〉となる.

次節では, 〈重ね合わせ解釈〉による規定 ζ がテキスト解釈としては採れないことを指摘し, 代案として T2 と T3 の関係について本稿の解釈を述べ, 無知にかかわる反自発的行為の規定案 ζ^* を提示する.

第五節：無知にかかわる反自発的行為の規定案 (T2 と T3 の関係)

本節では, T2 と T3 の関係について本稿の解釈を述べることで, T1~T3 によって示される無知にかかわる反自発的行為の規定案を提示する. まず, 前節

で述べた〈重ね合わせ解釈〉(規定 ζ)が孕む難点を以下に三つ述べ、ついで、本稿の規定案を述べる。

第一の難点は、本稿冒頭で述べた問題点を回避できないという形式に関わるものである。というのも、この立場を採った場合、 γ と ε が言い換えとなるので、P2とP3の「小前提の無知にかかわる」が「無知ゆえの」と書き換えられるにとどまり、矛盾は回避されないからである(難点1)。また、第二・第三の難点は内容に関わるものである。まず、抑制のない人と酔っぱらいが同じタイプの行為者に分類されているので(H_3 ; 47a17-8)、酔っぱらいが大前提に無知であるとするならば⁽²⁶⁾、抑制のない人もまた大前提に無知であると解釈することがかなりの程度要求される(難点2)⁽²⁷⁾。さらに、難点2を乗り越えたとしても、T3では無知である行為は選択における無知とも語られていたので、この解釈の下では抑制のない行為もまた選択において無知としなければならない。しかし抑制のない人の選択は「適切 ($\acute{\epsilon}\pi\iota\epsilon\iota\kappa\acute{\eta}\varsigma$)」であると語られているのである(H_{10} ; 52a17)(難点3)。

これら三つの難点は〈重ね合わせ解釈〉にとって大きな障害となり、Ar.が行為の自発性論を整合的に考察していたと考える場合、容易には採ることのできない解釈である。

したがって本稿では、〈重ね合わせ解釈〉は採用せず、反対に、T3はT2とは別な新たな論点を提示していると解釈する⁽²⁸⁾。すなわち、T3まででAr.が反自発性の規定として主張しているとされた ζ を〈 ζ^* :無知にかかわる或る行為が反自発的であるとき、その行為は、(ε)小前提の無知にかかわっており、かつ(γ)行為者自身その無知の原因ではなく、かつ(β)その行為を後悔しているものである〉と修正するよう本稿は提案する。この解釈の特徴は、条件 $\beta \cdot \gamma \cdot \varepsilon$ の成立不成立は他の条件の成立不成立に依拠しない、という点にある。これは、 ζ との対立軸を中心に述べれば、小前提の無知にかかわる行為であっても(ε の成立)、その無知の原因が行為者自身にあるならば(γ の不成立)、その行為の後悔の有無にかかわらず(β の不問)、件の行為は反自発

的とは認められず非難・矯正の対象となる、ということである。たとえ小前提の無知であってもその原因が自分自身にあるならば、放っておけば悪徳ある人となる可能性があるため、徳育的視点に基づき、非難・矯正されるのである。すなわち、 ζ とは異なり、 ζ^* は〈小前提に無知である行為〉というクラスを含意するのである。

この行為クラスを Ar. が認めていることは、「不注意ゆえに無知であること ($\delta\iota' \acute{\alpha}\mu\acute{\epsilon}\lambda\epsilon\iota\alpha\nu \acute{\alpha}\gamma\omega\sigma\epsilon\acute{\iota}\nu$)」は非難の対象となる、と論じている Γ_5 ; 13b33-14a2 から知ることができる。その箇所 Ar. は、(明確には述べていないが) 原因が行為者に帰せられる類の無知を法律などの一般的な事柄 (大前提) についての無知に限定していない。Ar. が非難の理由として述べているのは、法律であれ目の前の事実であれ、それを知ることが「困難ではなく ($\mu\eta \chi\alpha\lambda\epsilon\pi\acute{\alpha} \acute{\epsilon}\sigma\tau\iota$)」、 「注意を払うことも自由にできた ($\tau\omicron\upsilon \gamma\acute{\alpha}\rho \acute{\epsilon}\pi\iota\mu\epsilon\lambda\eta\theta\eta\eta\nu\alpha\iota \kappa\acute{\upsilon}\rho\iota\omicron\iota$)」がゆえに「無知でないことが行為者次第 ($\acute{\epsilon}\pi' \acute{\alpha}\nu\tau\omicron\iota\varsigma \delta\acute{\nu} \tau\omicron \mu\eta \acute{\alpha}\gamma\omega\sigma\epsilon\acute{\iota}\nu$)」である、という点だけである⁽²⁹⁾。

これらの表現に表れているように、Ar. の行為の自発性論に通底する考え方は、行為の始まりが「行為者の内に ($\acute{\epsilon}\nu \acute{\alpha}\nu\tau\omega$)」あるような行為は「行為者次第 ($\acute{\epsilon}\pi' \acute{\alpha}\nu\tau\omega$)」であり、それゆえそうした行為を徳育によって統御することで善くなることができる、というものである (Γ_5)。これは、統御可能な行為であれば矯正の対象となる、ということの意味しているが、この統御可能性と矯正可能性の一致は徳育的視点の前提となる考えであり、強制的反自発的行為の析出 (第三節) においても、また、T1・T2 (第四節) においても一貫して適用されていたものである⁽³⁰⁾。そしてここには、統御・矯正の対象が大前提 (一般的知識や欲求) か小前提 (知覚) かといった問題は存在しない。大前提であれ小前提であれ、その無知の原因がその人の内にあるならば、それは矯正可能であり、それゆえ徳育的視点に基づいて非難に値する「無知である行為」と呼ばれるのである⁽³¹⁾。

こうして、T1~T3 というテキストが徳育的視点の下に反自発性の規定とし

て ζ^* を導いていることが確認された。次節では、規定 ζ^* が含意する〈小前提に無知である行為〉というクラスが Γ_1 に見いだせることを示すことで ζ^* という解釈をより確かなものとし、それにより本稿冒頭の不整合を解消し、 Γ 巻（行為の自発性論）と H 巻（アクラシア論）の繋がりを明らかにする。

第六節：抑制のない人と酔っぱらい

本節では、まず ζ^* に込められたものを本稿の〈読み〉として述べ、ついでその〈読み〉が含意する〈小前提に無知である自発的な行為〉のクラスが抑制のない人を経由して T_2 において成立することを示し、これにより ζ^* が解釈として成り立ちうることをより明確に示すことで、冒頭の課題に本稿における最終的な答えを提示する。

おそらく、日常会話のレベルでは「無知である」行為が「無知ゆえの」行為と互換的に用いられていたと思われる⁽³²⁾。それゆえ、徳育的視点に立つ $Ar.$ としては、自分が原因となった無知による行為でさえも、後悔すれば反自発的でありうるのだ、といったような誤解を取り除く必要があったのである。 T_2 で「無知ゆえに」の意味を明確かつ厳密にした理由はここにある。

日常会話のレベルでこの二つが混同されていたであろうという点は重要である。というのも、抑制のない人がまさにこのタイプだからである。抑制のない人は、その成立条件からして、自分の行為を多かれ少なかれ後悔する(H_8 ; 50b30-1)。そして、 H_3 以降で詳細に論じられるように、抑制のない人の行為は或る意味では無知である。リュケイオンの学生たちにとって、抑制のなさが無知にかかわっているという考え方は、ソクラテスのパラドックスとして知られていたはずである。 $Ar.$ が $T_1 \sim T_3$ を論じていたときに考えていたことは、大筋としては、自分が原因となって無知に陥ったがゆえに矯正可能である行為クラス（と、「無知ゆえに」ではあるが行為者が後悔しない行為クラス）を徳育的視点に基づいて反自発性の枠内から放逐することであったが、その焦点に

見据えていたのは、抑制のない人の行為を反自発性の枠内から放逐することだったのではないだろうか⁽³³⁾。これは未だ解釈と言うよりも〈読み〉であるが、Ar. はΓ巻での議論において既に、抑制のなさを射程に入れながら行為の自発性論を展開していたと本稿は考える⁽³⁴⁾。

ついで、この読みが〈解釈〉として成り立ちうることを示す。これまで論じてきたように、Ar. が反自発的行為をそうではない行為と峻別するとき、その背景には徳育的視点があった。したがって、徳育的視点の下で行為の自発性・反自発性が論じられているのだとすると、たとえば不注意ゆえに行為した人は、たとえ小前提に無知であったとしても、その無知は矯正可能であるがゆえに非難の対象であり、それゆえ反自発的とは認められないこととなる。この〈小前提に無知である行為〉のクラスの存在の容認が、本稿が提示した規定ζ*の特徴であった。

しかし、小前提に無知である行為のクラスがあると想定できたとしても、それをAr. の行為の自発性論の枠内に実際に位置づけられないのであれば解釈として問題が残る。そして、Ar. は小前提に無知である行為については明確には語ってくれてはいない。

自発性概念について精緻な議論を展開しているMeyerもこの点に苦労している。彼女は、小前提において非難に値する無知があることを認めつつ⁽³⁵⁾（そしてAr. の不明瞭さに苦言を呈しつつ）、Ar. の言質がないことや、 E_8 や EEB_9 との関係の精査に基づいて、それに自発的という呼称を用いることを認めない⁽³⁶⁾。しかし彼女は、本稿が読みとして注目している抑制のなさとの連関でこの問題を論じてはいない⁽³⁷⁾。本節では、抑制のない人と酔っぱらいの同型性に着目し、それを經由することで、〈小前提に無知である自発的な行為〉というクラスがΓ巻に内蔵されていることを示し、それにより、ζ*がテキスト解釈として妥当であることを提示する⁽³⁸⁾。これにより、本稿の〈読み〉は〈解釈〉としての身分を確保し、本稿冒頭の不整合は解消され、Γ巻とH巻の繋がりが明らかとなる。（なお、本節ではこれ以降、この同型性の論証を軸に

議論を展開するが、その論証そのものは別の論文で論じたので、その点に関しては本稿では必要な範囲でその再構成をするにとどめる⁽³⁹⁾.)

さて、Ar. は抑制のない人と酔っぱらいを同じタイプの行為者として EN の二カ所で登場させている。

だから明らかに、抑制のない人達は彼ら [i.e. 酔っぱらいや眠っている人や怒っている人]と同様である、と言われなければならない。(H_3 ; 47a17-8)

——したがって、[抑制のない人は]知っているすなわち見えている人 [ὁ εἰδώς καὶ θεωρῶν] のようなのではなく、眠っている人や酔っぱらいのようなのである。そして [抑制のない人は]、自発的であるが(というのも、[抑制のない人は] 自分が為していることとその目的を或る意味で知りながら為しているから)、邪悪な人ではない。(H_{10} ; 52a14-7)

「だから明らかに (δῆλον οὖν)」と「したがって (δη)」という各文冒頭の言葉が示しているように、これらの主張は各議論の帰結として導かれたものである⁽⁴⁰⁾。そして、その議論とはどちらも、抑制のなさに特徴的な知のあり方である「知の所有不使用 (ὁ ἔχων μὲν οὐ χρώμενος δὲ τῇ ἐπιστήμῃ)」(46b32)を論じたものである。したがって、Ar. が抑制のない人と酔っぱらいを同じタイプの行為者として語る時、両者が「知の所有不使用」の人という観点において同じタイプである、と語っていると理解することは極めて自然である⁽⁴¹⁾。

さらに、上記 H_{10} からの引用では、抑制のない人は「自分が為していることとその目的を或る意味で知りながら」であるがゆえに自発的であると語られている。この「或る意味で知っている」とは、「知の所有不使用」がもたらす帰結の一部である。すなわち、何を為すべきであるのかをわかっているながら、欲望に駆られて(為すべきではない)別の行為を為している事態を指し示しているのである。そしてこの箇所では Ar. は、自分が何を何のために為しているのか

に自覚的である時にはその欲望的行為が自発的であることを認めている⁽⁴²⁾。それゆえ、抑制のない人や酔っぱらいが欲望に駆られて為す行為は、意志の弱さのゆえか飲酒のゆえかという自己原因の中身に関する違いはありつつも、件の行為に自覚的である場合には、自発的行為なのである⁽⁴³⁾。酔っぱらいと抑制のない人に共通するこの特徴を〈 η ：酔っぱらいと抑制のない人は、自分が原因となって知の所有不使用状態であるがゆえに「無知である」行為を為し、また、自分の行為に自覚的である場合にはその行為は自発的である〉として纏めることができる。

この特徴 η が徳育的視点の下にあることは明らかであろう。そして、P2として触れたように、おおかたの解釈者に従って抑制のない行為を小前提の無知とするならば⁽⁴⁴⁾、特徴 η を共有する酔っぱらいもまた小前提の無知と考えることは、積極的に許容されこそすれ、否定される理由はない⁽⁴⁵⁾。したがって、T2において「無知である行為」の一例として挙げられている酔っぱらいとは、〈小前提に無知である自発的な行為〉というクラスを表したものであると理解するのが最も適切である⁽⁴⁶⁾。

以上により、〈小前提に無知である（自発的な）行為〉のクラスが Γ 巻の内に見いだせることが明らかとなった。よって、 ζ^* は無知にかかわる反自発性の規定の解釈として成り立ちうるものであることが示された。同時に、抑制のない人の行為は酔っぱらいの行為と同様に非難・矯正の対象となる〈無知である行為〉の一例であることが明らかとなった。これにより、既に Γ 巻において抑制のなさが反自発性の埒外にあるものとして射程に入れられていたことが示され、本稿の〈読み〉であった Γ 巻（行為の自発性論）と H 巻（アクラシア論）の繋がりが示された。

最後になるが、本稿の以上までの議論によって認められた規定 ζ^* と特徴 η に基づいて、本稿冒頭のP2およびP3を以下のように書き換えることができる。

P2* : 抑制のない行為は小前提に無知である行為である

P3* : 小前提の無知ゆえの行為は反自発的である

これら P1・P2*・P3*・P4 からは何ら不整合は生じず、本稿冒頭の不整合は解消された。

第七節：結論と今後の展望

本稿の結論を纏めることとする。本稿の課題は、 Γ 巻と H 巻の間にあるとされてきた不整合を解消することであった。そのために、本稿は徳育的視点に基づいて Γ_1 における反自発性の規定を解釈することで規定 ζ^* を提示した。そして、抑制のない人と酔っばらいの同型性の分析に基づいて両者に共通する特徴 η を析出し、この特徴 η により、〈小前提に無知である（自発的な）行為〉が Γ_1 に見出せること、それゆえ規定 ζ^* が解釈として成立することを示した。そして、これら規定 ζ^* と特徴 η により、無知である行為の内に抑制のない人の行為が位置づけられること、すなわち行為の自発性論がアクラシア論を射程に入れながら論じられたものであることを示した。この一連の論証により、P2 および P3 は修正され、両巻の間の整合性が確保され、本稿の課題は達成された。徳育的視点に基づき無知にかかわる反自発性の規定 ζ^* を提示したこと⁽⁴⁷⁾、また、それにより Γ 巻（行為の自発性論）と H 巻（アクラシア論）の繋がりを示したこと、この二つが本稿冒頭の不整合を解消することによって得られた本稿の知見である。敷衍すれば、本稿は、〈行為・教育（徳育）・倫理（徳）〉の三項がそれぞれ独立した領域ではなく、相互に密接に関係していることを Ar. と共に（その一端を）示したことになる。

本稿の最後に今後の展望として一点だけ挙げておく。それは、反自発的行為のクラスと道徳的運の間の問題である。本稿の規定によれば、反自発的行為のクラスとは、徳育による矯正を必要としない行為のクラスである。これ

は、或る人が反自発的行為を為したとしても、そのことによって我々はその人に対する徳育プログラムを変更する必要はない、ということである。しかし、このことは、裏を返せば、反自発的行為に関しては我々の徳育プログラムでは対処できない、ということの意味している。父親を殺してしまったオイディプスの行為はこのクラスに位置しているが、問題であるのは、その行為によって彼の幸福が損なわれてしまったという点である。これは、いわゆる道徳的運の問題の一種であり、Ar. が A_{8-11} で論じていた問題でもある⁽⁴⁸⁾。したがって、反自発的行為のクラスが徳育プログラムの埒外にありつつも徳と無縁ではないとするならば、徳を育むという点で、したがって幸福になるという点で我々の手には負えない行為出来事のクラスがあるということ、そしてそれが反自発的行為という行為(?) 出来事のクラスであるということになる。 Γ_1 の反自発性の規定である α^* および ζ^* は、このことを暗に、しかし明確に示していると思われる。我々人間が「不条理さ (παράλογος)」と隣り合わせの存在であり、幸も不幸も(或る意味では)如何ともしがたいということを知ることは、徳あることの重要な一部だと(個人的には)思われるが——それゆえ、Ar. が B_2 冒頭で徳の思弁的研究を舌鋒鋭く非難したにもかかわらず、 Γ 巻を本稿のように思弁的に読むこともまた徳の獲得に有益であると思われるが——、幸福における不条理さや道徳的運の問題、そして本稿が示した〈行為・教育(徳育)・倫理(徳)〉の関係についてはさらに精査することとする。

註

- (1) 以下、ENの巻数・ベッカー版項数を表記する際、基本的には「EN」および上二桁を省略する。また、自発性の条件の一つである「欲望 (ἐπιθυμία)」等の表現が Γ 巻・ H 巻に集中しているという Kenny による統計的データは、この考え方の証左の一つとなろう (Kenny 146)。なお、本稿では「ἐκούσιον/ ἐκών」を「自発的」、「οὐχ ἐκούσιον/ οὐχ ἐκών」を「自発的でない」ないし「非自発的」、「ἀκούσιον/ ἄκων」を「反自発的」と訳す。各国語訳については、藤澤 36n.1 に詳しい。また、森村 294-5 や、Rickert も参照。
- (2) Ross 223, Broadie 311n.37。ただし彼ら自身がその不整合を受け入れているわけ

ではない。

- (3) P2・P3において「無知にかかわる」と再構成したものは、「depend on / involved」(Ross)や「ignorance of」(Broadie)と述べられていたものに対応しており、本稿の議論の焦点となる「無知である」(両者ともに「in ignorance」)や「無知ゆえの」(両者ともに「through ignorance」)といったテクニカルタームではない。
- (4) 多くの研究者が抑制のなさを小前提における無知と採っている(たとえば、田中, Broadie & Rowe 391)。
- (5) P4を直接的に示しているテキストはなく、また Ross や Broadie も不整合を導くにあたってこの点を指摘してはいないが、Ar.の議論の前提であろう。しかし、そうであるがゆえに、出来事と記述の問題を無視ないし混同しているのではないかと度々指摘されている点でもある(Ackrill[1], 森村 305, Bostock 108)。この指摘はAr.の倫理学・行為論を考える上で重要な論点であると思われるが、本稿では扱わずに別の機会に論じる。
- (6) *EE* や *Rhet.* との比較検討からこの問題を扱うことも可能であろうが、*EN* という書物(?)全体のAr.の企図を明らかにするためにも、本稿は*EN*の内部でこの不整合を解消するという道を探る。
- (7) Ross 198, Dielmeier 46, Bostock 107は本稿と同じ三部に分けている。
- (8) とはいえ、 Γ 巻とは別に*H*巻でアクラシア論を論じなければならなかった理由があり、そしてまた、*H*巻とは別に(そして*EEB*巻の枠組みに手を加えて)*EN Γ* 巻で行為の自発性論を論じなければならなかった理由もある、と本稿は考える。それらの点については稿を改めて論じることとし、本稿では、両巻の繋がり糸を浮かび上がらせることに論点を絞る。
- (9) Burnet 111.
- (10) Hursthouse を参照。
- (11) このアイデアは、Stewartが自発性と徳の関係について考察する際に述べた「賞賛に値する習慣 (praiseworthy habit)」という言葉から着想を得た(Stewart 224 (vol. I))。
- (12) この冒頭の一節で立法者に言及されていることがT1~T3を含めた Γ_1 を巡る解釈上の論争の一因となっている。Urmson 48とBostock 112は法的責任論として捉えるが、Hardie 153-4, Meyer[1], Pakaluk 127は道徳的責任論として捉えている。
- (13) 「非随意・非不随意文脈の認定は行為者と他者との間の一定の紛争にその起源がある」とする藤澤 44が比較的近い立場を採っているが、法廷モデルを堅持する点で本稿とは立場を異にする。とはいえ、本稿のこうした立場は、立法者になることをAr.が想定していたとするBurnet 111やCrispxixの解釈や、法と徳育が密接に関わっているとするIrwin 201の解釈を否定するものではない。

- (14) 他にも *Pol.H₅*; 1340a15-8 を参照。なお、04b11-3 はプラトンに言及しながらの発言であり、実際、徳育的視点に基づいて刑罰を与えるという考え方は既にプラトンの著作に見出されるものである（たとえば、*Prt.*324A-B, *Grg.*478D, *Lg.*933E-934B）。森村 118 はこれを「刑罰の意義についての古代ギリシアにおける初めての自覚的な考察」と捉えているが、浜岡 は刑罰に関するより広い文脈からプラトンに対しても問題提起をしている。本稿ではプラトンを巡る解釈には立ち入らず、Ar. がプラトンから引き継いだ思想であるという点を確認しておくにとどめる（ただし Sorabji ch.18 や 森村 289ff. はプラトンと Ar. の間の違いを重視している）。
- (15) Irwin 202-3. また、*B₃*; 04b13-4 でも徳が行為と感情に関係していることが言及されている。
- (16) たしかにこの箇所は、「人間的自然本性（*τὴν ἀνθρώπινην φύσιν*）」を超えてしまうような場合は赦されるという可能性を Ar. が残しているようにも読める。しかし、「ただし…強いられても（*δ'...ἀναγκασθῆναι*）」と続く一節が示しているように、Ar. が強制的反自発的行為（物理的強制）を表す際の「強制（*βίαια*）」とは別の語を当てていることから、心理的なものは反自発的行為とは区別して考えるべきであろう（森村 311, 316, Irwin 202-3）。
- (17) T2 についてや（Bostock 109, Taylor 145）、T2 と T3 の関係（Aspasius 63 (32-3), Taylor 145）、大前提の無知の中身や（Pakaluk 128）、選択における無知は抑制のなさか否か（Stewart 237 (vol. I)）など、難所は多岐にわたる。
- (18) Burnet 117, Irwin 203.
- (19) 法的関心の相の下で眺めると、T1 での反自発性と非自発性の違いは理解できなくなり、Ross 198 のごとく「実質的な違いは全くない（There is no real difference）」と言わざるをえなくなる。
- (20) この点の詳細は 立花 を参照。
- (21) したがって、徳育的視点を採ることで無知ゆえの行為に関してこのようなさらなる制限が導けるのであれば、強制的行為に関しても同様の分類が導けると考えることは自然なことである（Rickert 111, Bostock 111-2, Taylor 142-3）。すなわち、〈*α**: 強制にかかわる或る行為が反自発的であるとき、その行為は、物理的強制によって生じており、かつ行為者が後悔しているものである〉という規定である。実際、*T₁* での Ar. の議論の背景であると本稿が理解する徳育的視点からすれば、(Ar. 自身は明確には語っていないが) そうすることができるのみではなく、そうすべきであるとさえ言えるだろう。こうした点から、第二節の最後の引用で触れた「思われている（*δοκεῖ*）」(09b35) は 朴 90 のように「思われる」と訳すのではなく、拙訳や、あるいは 加藤 [1]64 のように「一般に考えられている」と訳した方が Ar. の意を汲んでいると言えよう。

- (22) この対比が Ar. の主眼であるので、「為すべき事柄や避けるべき事柄に無知」と「有益である事柄に対する無知」と「選択における無知」と「一般的なものの無知」は、個別的な事柄ではないという点で共通であり、その意味で「大前提における無知」として一括りにすることができる (Aspasius 64 (5-8), Stewart 237-8 (vol. I), Burnet 117, Joachim 99, Hardie 157, 森村 315, Irwin 204, Taylor 146). しかし、曖昧だと苦言を呈している Meyer [1] 183n.12 や Pakaluk 128 は、「有益である事柄に対する無知」を「選択における無知」と同一視した上で、「一般的なものの無知」と対比させている。また、Stewart 236, 238 (vol. I) によれば、Grant, Ramusauer, Peter が前者の立場を採り、Michelet が後者の立場を採っている。
- (23) 反自発性の可能性が小前提に限定されており、大前提の無知はすべて自分に原因があるとする考え方は、 Γ_4 を中心とした Ar. の基本的なスタンスである。しかし、Ar. のこの思想が、Sorabji 244 が Ar. の責任論との関連で取り上げている「強い決定論 (hard determinism)」や、Nagelch.3 が提示するような「構成的運 (constitutive luck)」の問題を如何にして回避できているのかは詳細に検討すべき問題である。今後の課題としたい。
- (24) 他の多くの研究者と同じく Meyer もまた 10b28 の「さてそこで ($\mu\epsilon\nu\ \sigma\upsilon\nu$)」に言及しながらこの可能性を述べているが、Meyer 自身はこの解釈にコミットしているわけではない。
- (25) Aspasius 63 (32-3) は「Ar. が次に語ること [T3] は、前述 [T2] に後続するものとも読めるし、それ自身だけで何らかの論点であるとも読める ($\text{Ἄρα δ' ἔξις λέγει, δυνατὸν μὲν ὡς ἀκόλουθα λαμβάνειν τοῖς προειρημένοις, δυνατὸν δὲ καὶ ὡς αὐτὸ τι καθ' αὐτό.}$)」と述べ、Ross 198 はより明確に T2 が T3 を「導いている (leads to)」と述べている。また、訳出や段落分けから窺えるものとしては、T3 冒頭の「さてそこで」について、Irwin 32 が「たしかに (Certainly)」と訳し、Crisp 39 にいたっては「実際 (In fact)」と訳した上で T2 と T3 の段落を分けていない、などがある。
- (26) 酔っぱらいが無知となっているものについては、Irwin 204 と高橋[2] 69-71, 84-5 が大前提の無知と考えている。また、Bostock 109 は「無知である」を大前提に限定した上で (彼が念頭に置いているのは法律の無知)、酔っぱらい等を非難に値するが別種のタイプの無知としている。さらに、Anscombe 150-1 は小前提の無知に位置づけているが、直感的には酔っぱらいは大前提に無知になるだろうとも述べている。Ackrill[2] 151, 岩田 97, Urmson 48 は酔っぱらいを小前提の無知と考えている。
- (27) 加藤[1] 426n.7, 加藤[2] や Irwin 260 のように抑制のなさを小前提の無知としないう解釈は不可能ではないが、解釈としては少数派である。
- (28) 不明瞭と苦言を呈しながらも、Taylor 145 もまた T2 と T3 を別の論点と解釈する。
- (29) Stewart 234-6 (vol. I), 149-151 (vol. II) が述べているように、個別的な事柄 (小

- 前提) に対して不注意である場合も、非難・矯正・罰の対象となるのである。
- (30) 「癒しがたい人 (τοὺς δ' ἀνιάτους)」(80a9-10) についてはまた別の論点であろう。
- (31) Meyer[1] 179 もこの点では同じ意見である。また、「行為者の内にある」と「行為者次第である」の関係については立花 101, 106n.32を参照。
- (32) 資料的な証拠は手元にはないが、日常言語の語り口から哲学的言語のそれへの転換によって議論を構築するというのは Ar. の (そして哲学一般の) 常套手段である (たとえば, *Metaph.* Θ_7)。Rickert 112 もまた、日常言語とのギャップをここに見て取っている。また、加藤[1] 385n.4 は、T1 への註で、日常的な用法としての「自発的・反自発的」からの転換を「非自発的」の導入に見て取っている。
- (33) 敷衍すれば、「自発的に悪い人などいない (κακὸς μὲν γὰρ ἐκὼν οὐδεὶς)」(*Ti.*86D-E) という文言に代表されるソクラテスのテーゼ (*Prt.*345D-E, 358C-D) を標的に据えて、自発性概念を捉えなおそうという意図が Ar. にはあったのではないか、ということである。また、この点については、Joachim 99, 加藤[1] 384n.1, Meyer[1] 151 も参照。
- (34) Hardie 156 もまた簡単にはあるがその可能性を示唆してはいる。
- (35) Meyer[1] 180. 他にも Ackrill[2] 151, Pakaluk 128 を参照 (ただし、Ackrill は酔っばらに言及し、Pakaluk は言及していない)。
- (36) Meyer[1] App.I. また彼女は、非難される個別的な無知があることを認めつつも、個別的であるならば「無知ゆえに」と呼ぶべきであるとする (Meyer[1] 184n.13)。森村 353 もまたこの点での Ar. の不明瞭さを指摘している。
- (37) これは Broadie も註で触れていた可能性である (Broadie 311n.37)。
- (38) 第五節で既に〈小前提に無知である行為〉が解釈可能であることはほぼ確保しているので、形式的には ζ^* は解釈として成立しうる。しかし、それでは Ar. が Γ 巻に込めた含意 (本稿の〈読み〉) を捉えきれないと考えるので、本稿では更に立ち入って、Meyer が踏み込めなかった〈小前提に無知であり、かつ自発的な行為〉が ζ^* において成立することを示す。後者の成立は前者の成立を含意するので、この点は問題ないと本稿は考える。
- (39) 件の論証については立花を参照。
- (40) 52a14 の「したがって」が 52a8-9 を受けているという点については、OCT 版である Bywater の校訂や Burnet 328 が明瞭に指摘しているほか、Irwin113 にいたってはテキストを組み替え、a8-9 を a14 の前に移動させてまでこの連関を強調している。しかし、Wilson 27 はこの両者が連関しているとしたら a10-4 は挿入句であることになるが、それはあまりに「ざつ harsh」だとして、最終的には H_{10} 全体がパッチワークでできている可能性を指摘している (Stewart 214 (vol.II) も参照)。また、Dirlmeier 160-1 は、訳を見る限り全体を一連の論述と捉えているようである。

- (41) H_{10} の引用箇所が H_3 の引用箇所（を含む一節）を指示していることは、Broadie & Rowe 399 や Irwin 268 によって指摘されている。また、Dirlmeier 493 (160, 6) は、「知っている人すなわち見えている人」の特徴は H_3 ; 46b31-5 で語られている知を「使用すること ($\chi\rho\eta\sigma\theta\alpha\iota$)」である、と明確に述べている。なお、47a17-8 では、抑制のない人と酔っぱらいは「同一」ではなく「同様 ($\delta\mu\iota\omega\varsigma$)」と語られている。しかし、この違いは、そうした状態に陥った原因が、(いわゆる) 意志の弱さであるか飲酒であるかの違いを指摘したものであり、「知の所有不使用」の点で異なることを指摘したものではない (立花)。
- (42) Aspasius 140 (32)-141 (4), Stewart 214-5 (vol.II), Burnet 328 を参照。また、「ある意味で知っている ($\tau\rho\acute{o}\pi\omicron\nu\ \tau\iota\nu\alpha\ \epsilon\iota\delta\acute{o}\varsigma$)」のこうした用法は、日本語の用法とも完全に符合する。たとえば、或る人が大学図書館で本を丸々一冊コピーしていて、友人に「自分が何をしてるかわかってるのか!」と詰問された時、コピーしているその人は〈或る意味では〉「わかってるさ」と言えるのだが、しかし友人からは「いや、お前はわかってない!」と非難されもするのである。
- (43) これは、Broadie が「冷静さ (clearheadedness)」と表現したタイプの行為であり、彼女が言うように、抑制のない人も酔っぱらいも自分の行為に自覚的でありうる (Broadie 148, 176n.27, 296-7, Broadie & Rowe 313)。とはいえ、抑制のなさには様々なタイプがあるので (H_7 ; 50b19-22, H_{10} ; 52a18-9), 行為の自発性を確保するために、行為の最中に本来為すべき事柄にまで自覚的である必要はない。
- (44) とはいえ、第五節で本稿は拒否したが、抑制のなさは大前提における無知だと考える研究者もいる (註 27 を参照)。この立場を採った場合、本稿冒頭の不整合自体は生じないのだが、〈無知である行為〉と〈酔っぱらい〉と〈抑制のない人〉が皆大前提の無知となるので、本稿が提示したアクラシア論への射程を示す論証は成立するだろう。
- (45) Anscombe 150-1, Ackrill[2] 151, 岩田 97, Urmson 48 は酔っぱらいを小前提の無知と考える。なお、Hardie 157-8 は、抑制のない人は選択しないという論点 (11b13-4) を提示することで、抑制のなさは選択における無知 (大前提の無知) に該当しないと論じる。また、Stewart 237 (vol. I) はどちらとも採りうるとしている。
- (46) ただし、泥酔して自分の行為に自覚的ではない場合は、〈小前提に無知である行為〉ではあっても自発的とは呼ばれない可能性があるが (この点で、私は先の論文中での「この構図 B の考え方は…なかっただろうか」(立花 101) という発言は不注意だったと今では考えている)、それは本稿では問題とはならない (註 38 も参照)。なお、高橋[1] 153-4, 161n.19 や Bostock 110 は、Ar. の言質がないことを認めつつも、無知である行為を自発的行為に分類せざるをえないとしている。
- (47) α^* と併せれば、反自発性の十全な規定を記述することができる。

- (48) E_8 の語り方に即せば、「不条理に (παράλογως)」生じた出来事であるがゆえに、「不運な事 (ἀτύχημα)」と呼ばれるのであろう (35b16-7).

文献表

- Ackrill[1] Ackrill, J. K. [1980], “Aristotle on Action”, in Roty, A. O. (ed.) [1980], *Essays on Aristotle’s Ethics*, California U. P., pp. 93–102. (originally appeared in *Mind* 87 (1978), pp. 595–601.)
- Ackrill[2] Ackrill, J. L. [1981], *Aristotle the Philosopher*, Oxford
- Anscombe Anscombe, G. E. M. [1965], “Thought and Action in Aristotle”, in Bambrough, R. (ed.), *New Essays on PLATO and ARISTOTLE*, Routledge & Kegan Paul, pp. 143–158.
- Aspasius Aspasius, *Aspasii in Ethica Nicomachea quae supersunt commentaria*, in Heylbut, G. (ed.) [1889], *Commentaria in Aristotelem Graeca*, vol. 19. 1, Berlin
- Bostock Bostock, D. [2000], *Aristotle’s Ethics*, Oxford
- Broadie Broadie, S. [1991], *Ethics with Aristotle*, Oxford
- Broadie & Rowe Broadie, S. & Rowe, C. [2002], *Aristotle Nicomachean Ethics*, Oxford
- Burnet Burnet, J. [1900], *The Ethics of Aristotle*, London
- Crisp Crisp, R. [2000], *Aristotle Nicomachean Ethics*, Cambridge
- Dirlmeier Dirlmeier, F. [1960], *ARISTOTELES Nicomachische Ethik*, Berlin
- Hardie Hardie, W. F. R. [1980], *Aristotle’s Ethical Theory*, 2nd ed., Oxford
- Hursthouse Hursthouse, R. [1984], “Acting and Feeling in Character: Nicomachean Ethics 3. i.”, in *Phronesis*, vol. XXIX, pp. 252–266.
- Irwin Irwin, T. H. [1999], *Aristotle, Nicomachean Ethics*, 2nd ed., Indianapolis
- Joachim Joachim, H. H. [1951], *Aristotle, the Nicomachean Ethics*, Oxford
- Kenny Kenny, A. [1978], *The Aristotelian Ethics*, Oxford
- Meyer[1] Meyer, S. S. [1993], *Aristotle on Moral Responsibility*, Blackwell
- Meyer[2] Meyer, S. S. [2006], “Aristotle on the Voluntary”, in Kraut, R. (ed.) [2006], *The Blackwell Guide to Aristotle’s Nicomachean Ethics*, Blackwell, pp. 137–157.
- Nagel Nagel, T. [1979], *Mortal Questions*, Cambridge
- Pakaluk Pakaluk, M. [2005], *Aristotle’s Nicomachean Ethics*, Cambridge
- Rickert Rickert, G. [1989], *Hekon and akon in early Greek Thought*, Georgia
- Ross Ross, W. D. [1923], *Aristotle*, London
- Sorabji Sorabji, R. [1980], *Necessity, Cause and Blame: Perspectives on Aristotle’s Theory*, Chicago
- Stewart Stewart, J. A. [1892], *Notes on the Nicomachean Ethics of Aristotle*, volume I and

II, Oxford

- Taylor Taylor, C. C. W. [2006], *Aristotle Nicomachean Ethics Book II-IV*, Oxford
- Urmson Urmson, J. O. [1988], *Aristotle's Ethics*, Blackwell
- Wilson Wilson, C. [1879], *Aristotelian Studies*, Oxford
- 岩田 岩田靖夫 [1985], 『アリストテレスの倫理思想』, 岩波書店
- 加藤 [1] 加藤信朗 (訳) [1973], アリストテレス『ニコマコス倫理学』, 岩波全集
- 加藤 [2] 加藤信朗 [1983], 「行為の根拠について」, 所収 『東京都立大学人文学報』 No. 161, pp. 125-165.
- 高橋 [1] 高橋久一郎 [1988], 「アリストテレスの「本意」論—行為と責任—」, 所収 哲学会 (編) [1988], 『ギリシア哲学の根本問題』, 有斐閣, pp. 144-162.
- 高橋 [2] 高橋久一郎 [2005], 『アリストテレス何が人間の行為を説明するのか?』, NHK 出版
- 立花 立花幸司 [2007], 「アリストテレスにおける酔っぱらい—ソクラテスのパラドックスとアクラシア—」, 所収 東京大学教養学部哲学・科学史部会『哲学・科学史論叢』第九号, pp. 91-122. (http://utcp.c.u-tokyo.ac.jp/members/data/tachibana_koji/ からダウンロード可能)
- 田中 田中享英 [1982], 「ソクラテスと意志の弱さ (一)」, 所収 『北海道大学文学部紀要』XXX-2, pp. 3-24.
- 朴 朴一功 (訳) [2002], アリストテレス『ニコマコス倫理学』, 京都大学学術出版会
- 浜岡 浜岡剛 [2003], 「刑罰における応報と道徳教育——刑罰の正当化に関する社会哲学的考察の試み——」, 所収 『社会哲学研究資料集Ⅱ 21世紀日本の重要課題の総合的把握を目指す社会哲学的研究 (平成14年度科学研究費補助金研究成果報告書)』, pp. 149-163.
- 藤澤 藤澤郁夫 [2007], 「アリストテレスの随意性論—強制文脈と無知文脈についての若干の考察—」, 所収 ギリシャ哲学セミナー『ギリシャ哲学セミナー論集』vol. III/IV, pp. 36-47.
- 森村 森村進 [1988], 『ギリシア人の刑罰観』, 木鐸社

※この論文は、2007年7月15日に首都大学東京で開催された「ギリシア哲学研究会」(第52回)で私が発表した「『ニコマコス倫理学』 Γ_1 について」が元となっている。当日は記録的な大型台風が関東を直撃していたにもかかわらず、多数の方々に出席して頂き、また多くの有益なご指摘・ご批判を賜った。この場を借りてお礼を申し上げたい。

※この論文は、文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

※誤植について (2008/8/13)

誤植訂正箇所は下記の通りです。(下線部が訂正箇所)

頁数	誤	正
p.35 (<u>Ackrill</u> [1])	Ackrill, J. <u>K</u> .	Ackrill, J. <u>L</u> .

以下, 余白.